

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【公表番号】特表2013-502793(P2013-502793A)

【公表日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-004

【出願番号】特願2012-525181(P2012-525181)

【国際特許分類】

H 04 W	16/26	(2009.01)
H 04 W	72/12	(2009.01)
H 04 W	4/06	(2009.01)
H 04 W	28/04	(2009.01)
H 04 W	72/14	(2009.01)

【F I】

H 04 Q	7/00	2 3 1
H 04 Q	7/00	5 6 1
H 04 Q	7/00	1 2 5
H 04 Q	7/00	2 6 3
H 04 Q	7/00	5 6 4

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年6月17日(2016.6.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 3 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 3 9】

eNB-R(中継)のDLデータの上の行のDは、例えば事前設定などによる、ダウンリンク送信用のサブフレームパターンを指定している。この場合、Dを有する4個のサブフレーム、それに続くDのない4個のサブフレーム、それに続くDのある4個のサブフレームなどから推定しうるよう、事前設定の周期は8msである。しかし、このパターンにおいては、MBSFN行の中にSで指定されている潜在的なMBSFNサブフレームであるサブフレームだけを、eNBが送信を中継するために実際に使用しうる。すなわち、情報を有する送信であるバックホールのダウンリンク送信は、サブフレームが、MBSFN行にSかつeNB-RのDLデータの上の行にDと指定されている場合だけ行いうる。これは、中継ノードが同時にユーザ装置に情報を送信しないときだけ、中継ノードへのダウンリンク送信を行えることを意味する。図4に示すMBSFNフレーム構造は、Sを有するフレームでは制御領域を越えてデータが受信されないことをユーザ装置に知らせる。サブフレーム0、4、5、9は、上述のように、MBSFNサブフレームでなくてもよいことに留意されたい。MBSFNサブフレームは、10msまたは40msの周期のパターン属性を有する。図4は、一例の40msのパターンを示すが、パターンの一部だけが示されている。ダウンリンク送信Dと一緒に、アップリンクグラントも送信される。上記で導入した基本原則によれば、アップリンクUnサブフレームは、ダウンリンクUnサブフレームの4つの送信時間間隔後に発生する。これは、フレーム1のダウンリンクサブフレーム6に関して、アップリンクサブフレームは4TTI後に発生することを意味する。すなわち、フレーム1のダウンリンクサブフレーム6に関して、対応するアップリンクは、フレーム2のサブフレーム0で発生する。修正UnアップリンクHARQによれば、明示的Unダウンリンクフィードバックは存在しない。エラーの場合、次に利用可能な送信

機会にアップリンクグラン트が代わりに発行される。図4に示される例では、次の機会は、1または2ラウンドトリップ時間(R T T)後に発生する。これについては、次の例で示す。例として、フレーム1のサブフレーム2の送信が変化していると想定する。このサブフレームに対応するH A R QプロセスI Dは、図4の3行目から分かるように、4である。そして、e N Bは、同じH A R Qプロセス4の次に利用可能な送信機会(フレーム2のサブフレーム0)のために、同一の、トグルしていないデータビットインジケータを有するアップリンクグラン트を発行する。従って、U L再送信は、8サブフレーム後または1ラウンドトリップ時間後の、フレーム2のサブフレーム0で送信される。